



新宮労働基準監督署 発表
令和6年11月6日(水)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

本日、新宮労働基準監督署（署長 やまだ えっし 山田 悦史）は、木下建設株式会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁 新宮支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月4日、和歌山県新宮市内の木造家屋解体工事現場において、地上から高さ2メートル以上の箇所、作業員が、工事現場を囲っているシートや鋼管の解体の作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) きのした 木下建設株式会社
所在地：和歌山県新宮市
事業内容：解体工事業
- (2) 代表取締役A

2 違反条文

被疑者株木下建設株式会社、被疑者Aともに、
労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第518条第1項（作業床の設置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」という。）第45条第3項（労働安全衛生法の適用に関する特例）

3 災害の概要

令和5年9月4日、和歌山県新宮市内の木造家屋解体工事現場において、地上から高さ2メートル以上の仮囲い（工事現場を囲っているシートや鋼管）の上で、被疑者株式会社木下建設が、派遣法第45条の規定により同社の労働者とみなされる作業員Bに仮囲いの解体の作業を行わせていたところ、Bが地上へ墜落して頭部等を負傷するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること、墜落制止用器具（安全带）を使用させること等が規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他

被疑者木下建設株式会社は、災害発生現場の元請事業者として、作業員Bの雇用先である下請事業者と請負契約を交わしていましたが、被疑者木下建設株式会社は、当該作業において作業員Bを直接指揮・命令していたことから、本件災害発生現場では、実質、労働者派遣が行われていたとして、被疑者木下建設株式会社を、作業員Bを使用する事業者であるとみなして送検したものです。

6 参考資料

別添 関係法令

【関係法令】

労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十一条（略）

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二～四（略）

（両罰規定）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抄）

（作業床の設置等）

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第四十五条

- 1～2（略）

- 3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法（中略）第二十条から第二十七条まで（中略）の規定並びに当該規定

に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。(後略)
4～17 (略)